



土木施設維持管理業務に係る最低制限価格 設定基準の見直しについて（お知らせ）

土木施設維持管理業務に係る品質の確保並びに担い手の育成及び確保等を図るため、川越市建設工事請負契約等に係る最低制限価格設定基準を見直しましたので、お知らせします。

1 見直し内容

見直し前	⇒	見直し後
土木施設維持管理業務に係る最低制限価格の算定方法等		
【設定基準】 予定価格の10分の7 【算定式】 ・ 予定価格 × 0.7 上記の額 × 1.1	⇒	【設定基準】 予定価格の10分の7.5を 下らない範囲内 【算定式】 ・ 直接委託費 × 0.9 ・ 共通仮設費 × 0.8 ・ 現場管理費 × 0.8 ・ 一般管理費等 × 0.3 上記の合計額 × 1.1

※上記は算定方法の概要です。

詳細は「川越市建設工事請負契約等に係る最低制限価格設定基準」をご覧ください。

2 適用日

令和5年7月1日以降に、土木施設維持管理業務の委託に係る入札の公告又は指名の通知を行う案件から適用します。

【問い合わせ先】

総務部 契約課

電話番号：049-224-5632

詳細については、川越市公式ホームページでもご確認いただけます。

川越市 最低制限価格設定基準

で 検索

